

建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料

R7.4.1改正 前橋市

建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る申請手数料は、以下の消費性能向上計画認定に係る床面積（A）の区分に該当する表の額となります。（※申請に係る建築物が2以上あるときは、各棟ごとに該当する額を合計した額）

【エネルギー消費性能基準適合証なしの場合】

用途	評価基準(注3)	床面積 A (㎡)	手数料の額
戸建住宅	誘導性能基準	200㎡未満	33,000 円
		200㎡以上	37,000 円
	誘導性能・仕様併用基準	200㎡未満	23,000 円
		200㎡以上	26,000 円
	誘導仕様基準	200㎡未満	18,000 円
		200㎡以上	19,000 円
共同住宅	誘導性能基準	300㎡未満	65,000 円
		300㎡以上 2,000㎡未満	108,000 円
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	183,000 円
		5,000㎡以上	262,000 円
	誘導性能・仕様併用基準	300㎡未満	47,000 円
		300㎡以上 2,000㎡未満	79,000 円
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	138,000 円
		5,000㎡以上	201,000 円
	誘導仕様基準	300㎡未満	31,000 円
		300㎡以上 2,000㎡未満	54,000 円
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	97,000 円
		5,000㎡以上	146,000 円
非住宅	誘導標準入力法に係る基準	300㎡未満	212,000 円
		300㎡以上 1,000㎡未満	265,000 円
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	341,000 円
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	487,000 円
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	599,000 円
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	708,000 円
		25,000㎡以上	808,000 円
	誘導モデル建物法に係る基準	300㎡未満	82,000 円
		300㎡以上 1,000㎡未満	104,000 円
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	136,000 円
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	220,000 円
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	286,000 円
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	345,000 円
		25,000㎡以上	403,000 円
住宅部分と非住宅部分を有する 複合建築物 の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算			

（注3）

「誘導性能基準」：基準省令(※) 第10条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準

「誘導性能・仕様併用基準」：基準省令(※) 第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準 又は
基準省令(※) 第10条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に規定する基準

「誘導仕様基準」：基準省令(※) 第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準

「誘導標準入力法に係る基準」：基準省令(※) 第10条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準 又は
基準省令(※) 第10条第1項第1号イ(1)及びロ(2)に規定する基準 又は
基準省令(※) 第10条第1項第1号イ(2)及びロ(1)に規定する基準

「誘導モデル建物法に係る基準」：基準省令(※) 第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準

※ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）

【エネルギー消費性能基準適合証ありの場合】

用途	床面積 A (㎡)	手数料の額
戸建住宅	200㎡未満	5,000 円
	200㎡以上	5,000 円
共同住宅	300㎡未満	9,000 円
	300㎡以上 2,000㎡未満	19,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	42,000 円
	5,000㎡以上	75,000 円
非住宅	300㎡未満	9,000 円
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000 円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	25,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	75,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	118,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	149,000 円
	25,000㎡以上	186,000 円
住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算		